

Title	維新直前における百姓一揆の報告 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.6 (1937. 6) ,p.893(103)- 913(123)
JaLC DOI	10.14991/001.19370601-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370601-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註一三) K. Marx, Das Kapital, I. Bd. 10. Aufg., 1922, S. 594. (高島譯 資本論 第一卷 第二册 六一九頁)

(註一四) ケラーは偶々「補償説論者は労働者の(生産過程への)再編入を以つて専ら現存生産諸要素の靜態的均衡にかゝるものとするが、解放理論はこのためには相當の期間に渡つて漸く行はれ得る動態的諸變化を求めてゐる。」と述べてゐる。(Kähler, a. a. O. S. 9.)

(註一五) 註八に示して置いた彼の英文の論文を見よ。

(註一六) 拙稿、(本誌 第三十卷 第十二號) 参考。

(昭和十二年五月二十四日稿了)

維新直前における百姓一揆の報告

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

明治維新直前の社會状態が極めて不安定であり、民心の動搖が烈かつたことは、何人も認むるところであつて、敢て贅言を要しない。従つてその直前におゐて多くの百姓一揆が頻繁に勃發したとしても怪しむに足りない。従來の壓迫的強制が緩んだために、平常の不平が爆發したのもあらう。即ち維新に際しあらゆる機構が崩れかゝり、新しき制度は未だ出來上らず、地方に依つては全く無警察の状態にあつたところもある。又幕末における急激な物價騰貴は貧農の日常生活をも脅すに至つた。そしてその不平が豪農や豪商に向けられたことも自然であらう。しかし今こゝにこの時期の百姓一揆の本質を鮮明にしようと云ふのではない。又それがその以前の百姓一揆と如何なる點におゐて相違するか、又明治以後のものとは如何かなどと云ふ問題を取扱はんとするのではない。唯この時代に各地に起つた百姓一揆に關する各藩その他の當局者の幕府への報告その他を年代順に紹介しようと思ふばかりである。勿論それ等は多く公の報告なるが故に却つて著しく手加減が加へられてゐる。かつそれは天領に關するものが多い。しかしその裏面に隠れてゐる事情を想像すると、簡単な報告ではあるが、多くの興味を覺ゆるもので

ある。

それ等の報告は何れも舊出石藩仙石家の「諸家達書開込書」から抜萃したものである。そこで少しくこの書について解説を加へて置きたい。この書は元治元年から大體明治三年頃に至る五六年間の種々なる記録——届書、達書、布告、建議、風聞書、探索書、落書等を収録したものであつて、當時の資料として有用なものである。慶應三年慶喜の大政奉還以後は、「諸家達届類」又は「諸家達届新聞類」と題名に変更はあるが、内容におゐては以前と少しも變りがない。何れもその時々々に筆寫して置いたものを後に綴込んだものである。現存せるものは二十九卷であるが、かなり以前から二三冊紛失してしまつたらしく。

この書に關聯して注意さるべきものに、「晚翠樓叢書」なるものがある。これは太政官編纂「復古記」等にもその引用書目中に見えてゐる。出石藩公用方の「御届伺書留」を見ると次ぎの如き記録がある。

「晚翠樓叢書

六拾五本

右者多年苦心拾輯仕候品ニ御座候、勿論萬一之御用途ニ淺相立申間敷儀トモ奉存候得共、先般

御沙汰ニ付差出申候以上

庚午五月十九日

辨 官 御 中

御 名

これは明治新政府が早く歴史編纂の計畫を樹て、各地に資料を求めたのに應じたのであらう。然るに「復古記」序の記すところに従へば、「明治六年五月五日、皇城火あり、太政官廳も亦類焼し、國史編輯の爲めに、全國より蒐集せる記録圖書の類、悉く烏有に歸したり」と云ふ。もしこの記事に誤りがないならば、前述の明治三年に献上し

た「晚翠樓叢書」六拾五冊は焼失してしまつたものと思はれる。そこで新しく「更に諸省府縣舊藩主等に令して、史料を録せしめ」た。この時に仙石家から再び新しき「晚翠樓叢書」を獻納したか如何かは不明である。

友人に依頼して調べてもらつたところ、東京帝國大學の史料編纂所目録に「晚翠樓雜錄」二十五冊の名があり、仙石子爵家の記録を編纂したものであると云ふ。又内閣文庫目録にも「晚翠樓叢書拔書」一冊があるとのことである。私は未だその何れをも見る機會を得ない。従つて確實なことは云ひ得ないが、大體次ぎのやうに推定し得るやうに思ふ。

私藏の「諸家達届開込書」は「晚翠樓雜錄」の原本であらう。その冊數が符合しないのは、前者が記録の綴込であるために重複するものがかなり多い。それ等を省略して寫し、二十九冊のものを二十五冊にしたのではなからうか。「復古記」引用の「晚翠樓叢書」は實はこの「雜錄」なのではなからうか。少なくとも同書引用の諸文は「諸家達届開込書」と同一である。例へば「復古記」卷二(第一冊六七頁)に諸藩士の朝廷への伺書を採録し、「晚翠樓叢書」兩三藩云々ト、外夷云々ノ二條ヲ合シテ一條トシ、文字少異同アリ、忠忱家記正ニ似タリ、故ニ之ニ從フ、連署ハ晚翠樓叢書ニ據ル」と註記してある分は、これを私藏本に檢すると、卷之貳拾に所載し、註記の如き混同をなしてゐる。

さらに内閣文庫本は恐らく私藏の別本に「晚翠樓叢書」と題する寫本が一冊あるが、それと同じではなからうか。それには自文久二年壬戌至慶應二年丙寅と傍記し、仙石政固と署名してゐる。細字ではあるが、紙數僅か十七枚の小冊子である。何の意味か解らないが、表紙に借書二百七十一號と記してある。内容は上記の年代の重要事項を年代順に併記したもので同一人の手蹟である。以上これ等の諸書の關係を一應推定したのであるが、他日なほ確めて

見たいと思つてゐる。

要するに以下引用の原本は恐らく二度目に仙石家から修史局に差出したものではなからうかと推定される。以下それから大體におゐて純粹な百姓一揆と思はるゝ分の報告書を抜萃して、これに多少の註記を試みよう。當時多くの浪人や浮浪の徒の騒動、又は江戸における騷擾等があるが、それ等は何れも省略に附する。

(一) 但馬國朝來郡下村

元治元年の記録中に現れたものとしてはこの一件より外にない。先づ代官横田新三郎の報告を掲げる。

「但州下村其外村之者共竹田町順左衛門外貳人宅打毀趣申上書

私代官所但州朝來郡下村其外村之者共、多人數打寄、當八月廿六日曉七ツ時頃、同郡竹田町順左衛門、西牧田村吉左衛門、和田山村太右衛門宅打毀趣訴出付、手代并銀山附役人共差出、早速取鎮、致亂妨者之、内夫之召捕入牢申付、尤右ハ順左衛門外貳人儀身元相應相暮、大高も所持罷在、順左衛門儀平日氣請も不宜者ニ、小作米等取立方苛酷之致方も有之、右之事起、我ニ相聞、右躰村之百姓共及亂妨由ニ早速相鎮申、委細之儀も吟味之上、追可申上、得共、先此段は届申上以上、

子八月

横田新之丞印

この事件が貧農の豪農に対する反感から生じたものであることは、上記の報告を以つてしても明かである。しかし大なる事件にはならなかつたことは、次ぎに掲げる隣藩の援兵を拒絶したことに依つても知られる。しかし「委細の儀」の報告はない。

「仙石讚岐守京極飛彈守人數出、儀申趣申上書付

私代官所但州朝來郡下村其外村之もの共、多人數ニ同郡竹田町順左衛門外貳人宅打毀趣承傳由ニ、仙石讚岐守京極飛彈守ノ領分境迄少人數繰出置付ニ付、用之儀有之ハ、可承旨ニ、讚岐守も手代共出張場所先、飛彈守も生野陣屋に使者差越申、然ル處早速鎮靜相成付、右兩家人數引拂申、依之此段は届申上置以上、

子八月

横田新之丞印

註するまでもないが、仙石讚岐守は久利、三萬石、但馬國出石郡出石の城主、京極飛彈守は高厚、但馬國城崎郡豊岡、一萬五千石である。

(二) 攝津國湊川

慶應元年五月八日夜、民衆が湊川堤附近に集合して暴行を計つた。折柄兵庫開港問題に關聯して諸家の兵が海岸防備のため參集してゐたが、そのために却つてかなりの混亂を生じたやうである。先づその諸家の一つである中川家の主侯への報告を聞かう。

「五月十四日中川様は屋敷に大坂は屋敷を通達之趣

去ル八日夜六ツ時過湊川堤ニ雜人休之者追々屯集致趣、近遠之者も出張所に出申付、早速斥候差出探索致置、其内本陣に通達ニ及び、間淺なく御當家御人數杯も出張所に馳集居、直様越前候にも、彼是及示談置、時宜次第固メ人數操出し可申旨ニ致約定置、折柄、兵庫詰は目付は小人目付より使者馳集り申聞付ニ、同處ふ圖多動搖ニ付、爲取鎮有馬侯は人數早速出張周旋相成、片口之御樂ニ取押不行届、狼藉之者八方ニ手分ケ及亂妨ニ、當家之は人數操出し、双方を挾打ニ致趣、は役も沙汰之趣申述、然ルニ此方相答

ハニモ、同所神戸東濱邊等を焚、貝を吹立屯集致しハニ付、越前侯ニ及示談ニ上、物頭一手遠ニ出張致しハ事
ニ有、此先如何之變動可致モ難斗之旨申來ル、

一其後承りハ得モ兵庫嵐之宗^{不明}シニ哉之説、多人數ニハ座ハよし、何モ鎗刀杯携居よし、
一有馬侯ハ砲發等致し、刀鎗をも相交へ取押方有之、生捕之者數人あり、此先相替ハ事ハ座ハハ可申上ハ

右湊川園^{不明}ハ大坂屋敷ニ申來ハ事

中川修理大夫久昭は豊後國大野郡岡の城主、七萬石餘の大名である。この騒動は「大阪市史」に依れば「騰貴せ
るは獨り米價のみにあらず、諸色皆然り、是に於てか五月八九兩日に互り、兵庫・西ノ宮・灘・池田・伊丹邊に暴動起
り、町家を破壊して亂暴に及び、其風大阪に移り、十三日夜には木津難波邊に打壤騒起り、十四日雨を冒して多數
の窮民市中を横行し、搗米屋に至り、錢二百文を以て、時價七百文の白米一升を賣るべしと強談し、應ぜざれば直
に之を破壊し、紛亂混雜名狀すべからず」(第二卷九三九―四〇頁)とある。あるひは純粹の百姓一揆とは云へない
かも知れない。

兵庫開港は周知の如く安政の條約に依つて一八六三年一月一日、即ち文久二年十二月に決定されてゐたが、國內
の狀態が危険であつたため、五ヶ年の延期を求め、慶應三年十二月開港と云ふことになつてゐた。然るに諸外國は
この延期を承諾してゐながら、慶應元年に急遽威脅行動に出て、攝海に迫つて、兵庫開港を促がさんとするに至つ
た。即ち彼等は幕府が中間にあつて政略的な延期策を採つてゐるのだと解釋したからである。しかし外國船が兵庫
に入港したのは慶應元年の九月十六日であるから、未だこの騒動の起つた五月には外國船は來てゐない。しかし兵
庫は京都に近く、沿海防備の必要が強く主張されてゐたので、各藩の兵士が駐在してゐた。そこで兵庫詰の目付役

が先づ有馬侯に鎮壓を依頼したのであつた。この有馬侯は遠江守道純で、越前坂井郡丸岡の城主、五萬石の殿様で
ある。同家が兵庫出張の家來から受けた報告を幕府に届け出たのは五月廿日である。

「去ル八日夜五時頃、攝津湊川先ハ多人數集屯、貝太鼓打交、物騒敷様子承之、早速探索之者差出、爲見届ハ處、
何者共不相知ハ得共、凡千人斗竹鑼或ハ棒杯相携、湊町惣門ニ押寄ハ趣ニ付、下陣ハ人數相揃置ハ處、御目付様
ハ依御差圖、柳原關門并本町筋ニ致手分出張仕ハ處、全土民一揆ヲ相見、頻ニ瓦礫相抛掛ハ故、不取敢先手ニ空
砲相放ハ得共、更ニ退ハ様子無之、士分并足輕ニ至迄、夫ニ武器等用意、召捕方手筈仕、様子相伺ハ處、其内町
家ニ及亂妨ハ(ニ)付、先手之者踏込召捕申ハ、尤一揆共之内、以竹鑼手向ハ手余リハ者ハ、無據士分鑼ニハ相支
ハ故手負ハ者モ有之、所ニハ亂妨相働ハ(ニ)付、人數分配仕、數十人召捕、及曉天市中致巡邏候處、猶又湊川ニ
殘、黨有之、數人召捕申ハ段、兵庫表出張家來之者ハ申越ハ、此段御届申上ハ、以上

五月廿日

有馬遠江守家來

吉田半

さらに兵を出したのは有馬侯ばかりでなく、小濱の城主酒井若狹守忠氏(拾萬三千石餘)も加勢を出したらしい。
即ち他のことで大阪に人數を出す際に、次ぎの如く云つてゐる。

「去ル八日兵庫湊川邊ハ何者數多人數相集、竹鑼等相用、市中及亂妨ニ付、門所勤番所ハ警衛人數之内、加勢差
出ハ様達は座ハ、依之海岸ハ警衛向人數差加、其餘之人數須磨ハ陳屋詰、詰合人數云々」

要するに沿海警備に當つてゐた諸侯の武士にかなりの動搖を與へたやうである。右の報告を見ても解るやうに、
一揆の跳梁にかなりてこずつてゐた様子が見える。恐らく場所柄であり、又時期も悪かつたから一層狼狽したので

あらう。「大阪市史」に「十四日の暴動は將軍の耳朶にも達せし如く(九四一頁)とあるが、上述の如き事情は達する方が當然であつたらう。

(三) 信濃國伊奈郡飯田

この騒動も前掲のものと同じく慶應元年で、一ヶ月ばかり後れ、閏五月十七日のことである。原因は次ぎに示すが如く米價騰貴であるが、「上伊那郡史」に依ると、「慶應元年五月十七日、一般洪水。此の時西岸寺(飯島村)朱印地大島田畑悉く流失す」とある(六九二頁)。恐らく前の月のかうした天災がこの騒動の遠因をなしてゐたのであらう。

「閏五月信州飯田堀石見守様は城下並在町共、米穀高直ニ付同月十七日多人數徒黨いとし打倒、口左之通り

信州伊奈郡飯田領在町窮民徒黨之者 凡 千五百人(凡千五六百人程)

穀渡世 飯田大横丁 紙(綿)屋五郎兵衛

白木屋 某

中村屋 某

綿屋 峯 吉

同所田町 久保屋吉左(右衛門)

同所池田町 綿屋 某

生坂屋 某

山本屋 某

同富山町(番匠町) 丸太(田)屋兼(菊)三郎

同本町壹(二)丁目 紙屋武左(右衛門)

湊屋 富三郎

同知久保町 叶屋 某

同櫻木町貳丁目 嶋田屋伊 助

同三丁目 丸太(田)屋 某

同新町 榊屋 清 助

嶋田屋 半右衛門

×拾九人 外ニ三軒(丸田屋名前不知、屋號不明與三郎、島田屋半左衛門)

右穀屋とも穀類買入のニ付、米小賣百文ニ付(七)八合程いとし居ゆ處、俄ニ四合五夕ニ直段引上ケゆニ付、窮民とも信州今宮川原江屯致ゆ間、地頭役人は城下町人共を召連取鎮可申旨致出役、利解申聞ゆ得とも、聞入不申、同日暮六時合圖ニあ十一手ニ分レ、は城下在町とも前書名前穀屋共、暫時之間ニ打倒し、右之内島田屋半右衛門妻も怪我いとしゆ、右ニ當月廿四日、飯田出立之者着府之處、鎮靜不相成由ニ申聞ゆ、(且窮民共今以、今宮河原ニ屯致居ゆ趣ニ御座ゆ)

この騒動については二種の寫がある。大體同様であるが、字句に相違がある。今名前と、その外主な點だけ異同を記して置いた。括弧内のものが異寫の分である。これは幕府に對する報告ではないので、型にはまつてなく、やゝ真相を伺ふに足りる。

以上二つが慶應元年の分で、以下慶應二年に入る。

(四) 上總國望陀郡木更津村

慶應二年五月十七日、丹羽左京大夫の御預所に起つた事件である。丹羽氏は長國、奥州安達郡二本松の城主、拾萬七白石の大名である。原因は前二者と同じく米價高直について穀屋を打毀したのである。丹羽氏の報告は次ぎの如くである。

「左京大夫は領所、上總國望陀郡木更津村小前之者共、去月十七日夜、同村最寄之場所は大勢相集、村内并吾妻村穀屋共貳十軒打毀之旨、村役人注進申出付、早速富津詰役人致出張、夫と相糺ひ處、當節柄米價高直ニ付、穀屋共少と行違之廉事起り、亂妨致し得共、最早及鎮靜、尤怪我等無之趣、陣屋詰之者申越ひ處、當節柄之儀ニも座座間、此段は届申上ひ、以上」

六月朔日

丹羽左京大夫留守居

小澤 長右衛門

預所と云ふのは幕府の所領ではあるが、諸藩に統治せしむる土地で、諸侯が幕府の郡代や代官の代りに家來を遣して支配してゐるのである。こゝに陣屋詰と云ふのはそれを指す。かく私領に起つた事件でないので届出たものであらう。

(五) 河内國安宿郡國府村

慶應二年五月廿一日頃、同じく米價騰貴がその原因と思はるゝ騒動が、天領である上記の場所に起つた。安宿郡は今の南河内郡に含まれてゐるが、國府村が何れに當るか判明しない。恐らく後の道明寺村大字國府に當るのではないかと思ふ。

代官多羅尾主税は直ちに隣藩泉州泉郡伯太ハカタ(今の泉北郡伯太)の領主渡邊丹後守章綱に援兵を求めた。渡邊氏は一萬三千石餘の小大名である。その文面に享保度の規定を持出して催促してゐるところは面白いと思ふ。先づ最初に多羅尾氏の救援の書面を掲げる。

「以剪紙致口上不明ひ、然も拙者は代官所河州安宿郡國府村小前之者共凡人數千人程申合、村役人又も重立ひもの共、品々難澁申掛、賣米屋共之居宅打毀、徒黨及亂妨、不取領由、此節村々爲取締廻村申付置ひ手代共注進申越ひ間、は人數早と差出は取領は座座様存ひ、尤右之趣江戸大坂は勘定所勿論、夫と其筋に申上ひ義ニは座座間、急速は人數は差出有之様存ひ、右もは料所村々之者共徒黨及強訴節、最寄諸家は人數差出取領方之義、享保之度被仰出之趣は座座間、旁此段申達ひ義ニは座座間、以上、」

五月廿一日

多羅尾 主税

渡邊丹後守殿

役人中

猶以本文之事件、此節柄之義、追々外村に押移ひるも、不容易義ニ付、一刻も早とは人數は差出は取扱有之様存ひ、以上、」

渡邊氏の出した援助の人數は左の幕府への届書に依つて明かである。

「去月廿二日曉丑ノ中刻頃、は代官多羅尾主税様を私在所、泉州伯太表家來共注、別紙之通申來付ニ付、同日不取敢河州安宿郡國府村邊に差出ひ人數左之通

一番頭

壹騎

- 一 物頭 同
- 一 使番 同
- 一 士分 二十人
- 一 醫師 一人
- 一 鐵炮小頭 貳人
- 一 小役人 十壹人
- 一 足輕 拾人
- 一 若黨小者 五拾五人

右之通彼地家來之ものを申越し間、主税違書寫相添、此段先は届申上ひ、以上、

六月四日

邊丹後守

(六) 武藏國河越宿

慶應二年に起つた暴動の内最大なものは恐らく以下に述ぶる秩父を中心とする一聯の一揆ではないかと思ふ。今最初にこゝに掲ぐる松平大和守直克、拾七萬石の城下河越附近に起つた六月中旬の一揆もその一部の餘波である。唯この報告の日附が一番古いから暫く別項にして最初に掲げたまでである。大和守の報告の第一は六月十五日付になつてゐるが、確實には解らない。これには寫が二通あるが、次ぎに示すやうにその異同は先例に従つて括弧に入れて置いた。それに依るとこの地方の暴動は六月十三日に始まつたやうである。「豊岡町史」五七頁に、「秩父郡吾野村、名栗村及東京府下多摩郡成木郷の貧民が徒黨して暴舉を起し、六月十三日の夜飯能の米穀商を襲ひ兇器を以て

家屋を破壊した」とあるのがそれである。報告の日付は文中の昨十五日に従へば十六日の筈である。

「大和守川越(宿)最寄、武州飯能村河原江、當十三日曉、何者不相知四五拾(四五)人相集、(民)家打毀、夫々扇町谷澤邊致亂妨ひ旨相聞ひ付(聞)、不取敢右最寄江、猶又昨十五日當畑村、鶴間村邊江押(推)移り、民家及亂妨ひ趣ニ付、迅速取締増人数手分ケ差出ひ處、領分(村)宗倉(關)村江押掛來ひ間(一付)、右人数差向ひ處、忽及散亂(散)ひ得共、猶何方江潛越ひも難斗ひ間、取斗向嚴重(重)申付置、此上召捕方を始、精ニ申付、時宜ニ寄發炮致取鎮ひ趣申付ひ旨、在所家來之者を申越ひ、此段一應は聞入置ひ様、大和守申付ひ、以上、

六月十五日

松平大和守内

岩倉 彌右衛門

右地名の内當畑村は南畑村、宗倉(關)村は宗岡村のことかと思はれる。

さらに六月廿日付の報告がある。それに依ると、十一日と十八日とに届出てゐるやうである。さうすると前の十五日又は十六日の届書と日附が全然一致しない。匆卒の間の誤りかとも思ふが、少なくとも廿日の届出前に二回届出たのであらうが、一つの分は不明である。

「去ル十一日、一昨十八日追々届申上ひ大和守領分川越最寄江相集、致亂妨ひ徒黨之者共爲取締、夫々手分、人数差出、發炮或は手強く取詰ひ處、領分最寄追々及退散ひ旨、領中民家打毀ひ軒數并徒黨之者共之内討取又或生捕ひ人数等之儀、取調之上、追可申上、尤右徒黨之者此後立戻、及暴行ひ哉も難斗ニ付爲取締差出ひ人数其儘無油斷相圖罷在ひ段、在所表家來之者を申越ひ、此段申上ひ様大和守申付ひ、以上、

維新直前における百姓一揆の報告

一一五 (九〇五)

六月廿日

松平大和守家來

即ち強壓手段に依つて自己の領分からは驅逐したのであつた。

(七) 武藏國秩父郡

前述の如く川越の騒動が秩父郡の餘波であることは、次ぎの六月十六日付と思はるゝ報告書に依つても推察することが出来る。この報告に依れば暴動の日は十五日になつてゐるが、前掲の分には十三日とある。林有章氏の「幽嶂閑話」には「慶應二年の『打毀し』襲來の實況」と云ふ項には「六月十三日外秩父の名栗、吾野に起つた云々」(九頁)とされてゐる。

「急紙を以御届申上り、就秩父郡山入之者共之内、人氣立、凡人數三千人程寄集、昨十五日飯能扇町谷町邊打毀、今十六日甲州道中布田宿邊に構へ、夫々横濱表に罷越り趣、溝口持役人其外夫々申越候間、此段は内達申上り、且昨十五日夜々玉川通渡船引上ケ、通船差留方手配仕り得共、多人數之儀、萬一押被破り節々、は防方被成下り様は取斗奉願上り、且又巨細之儀も此者御聞取被下り、以上」

この報告が何人の手から出たのか不明であるが、神奈川奉行の手を経て、本多相模守家來の手に渡つたことは左の届書に記されてゐる。

「昨十六日神奈川奉行より武州戸郡町暗闇坂關門詰家來之者に別紙寫之通相渡、猶又嚴重相固り様達有之由段、彼地詰家來之者より申越候、然ル處同氏伊勢守私爲名代、御進發御供被仰付りニ付、近々登坂爲仕り間、増人數等差出兼申候、此段御聞置可被下り、以上、

六月十七日

本多相模守

そこに別紙とあるのは前掲のものであるが、暴徒が横濱に赴く形勢があると云ふので、急送神奈川奉行(當時の奉行、早川能登守と小笠原筑後守)にその手配を命じたので、戸部町の暗闇坂の關門を守つてゐた本多相模守の家來に通達したのであらう。然るに相模守助實の嫡子伊勢守助成が長州征伐のため將軍に従つて進發することになつてゐた。そこで人數を増して關門を一層嚴守することが出来ない旨を陳述したのである。

しかし幕府はすでに六月十六日に、前掲の松平大和守の外、武州忍の城主松平下總守忠誠(十萬石)、上州高崎の城主松平右京亮輝照(八萬二千石)、上州館林の城主秋元但馬守禮朝(六萬石)、武州岡部の領主安部攝津守信發(二萬石餘)にそれぞれ次ぎの如く布達した。

「武州秩父邊に農民共徒黨致し不穩(之)趣も相聞り間、時宜に寄人數差出り儀、彼地出張之歩兵頭並河津駿河守が相達り儀も可有之り間、兼其段相心得罷在り様、宅に銘々家來呼可達事、」

かく近邊諸藩に萬一の用意を命じたばかりでなく、幕府は再三使者を派遣して、その情勢を知らうとした。次ぎの三つの文書は何れも使者への令狀である。幕府の當局者が如何にこの事件を重大視したかが推測出来る。

御使番 多賀 鞆 負

竹中 万 藏

武州秩父郡農民共多人數徒黨不穩趣ニ付、甲州街道は代官江川太郎左衛門手附手代共出張罷在り場所迄、急速に
越、同人手ニ召捕討取等働之次第、彼地之模様巨細承り可被申聞り事、

御使番 近藤 作左衛門

押田 藤左衛門

武州秩父郡農民共多人數徒黨不穩趣ニ付、板橋通中山道熊ヶ谷宿出張、歩兵頭並河津駿河守所迄、急速罷越、
彼地之模様巨細承り可被申聞候事 六月十八日持歸

寄合 花房 近江守

富田 繼太郎

武州秩父郡農民共多人數徒黨不穩趣ニ付、上州岩鼻陣屋に警衛被仰付候間、同所の家來差出の様可仕候、委
細之儀も同所關東郡代木村甲斐守可被談ひ

六月十九日持歸 同夕

かく幕府がこの騒動を重視してゐたのであるから、「續徳川實紀」などに何等かの記述はないかと思つて檢して見
たが、この日の項には一言も費してゐない。

前述の如く幕府は近邊の諸藩に指令して置いたのであるが、果して暴徒は何れも各藩の領分に侵入した。今その
報告の存するものを順次に紹介して置く。

「先達御届申上ひ武州秩父邊徒黨之農民共、私領分同州新庄郡野火止最寄及亂妨ひ間、一隊之人數差向ひ處、
一昨十六日夜大和田町に多人數押寄ひ風聞ニ付手配致し相固ひ、鐘太鼓打ならし領分境に亂入之躰ニ有、彼、炮
發致し、間、不得止事強此方も及發炮ひ處、速ニ散亂致し、乍然領分外所ニ不穩趣、出張家來共申越ひ間、
猶人數一隊差向申ひ、此段御届申上ひ、以上

六月十八日

松平 右京亮

「私在所武州岡部陣屋邊に暴民多勢相集、所ニ及亂妨ひ風聞ニ付、兼被仰渡ひ趣も座ひ間、人數手配仕置ひ
處、上州岩鼻御陣屋に人數出之儀違有之ひ間、直ニ去ル十九日曉、中山道本庄宿に人數操出ひ旨、在所家來之者
申越ひ、尤岡部陣屋別る人少之儀も座ひ間、増人數爰元所ニ今朝差立申ひ、此段は届申上ひ、以上

六月廿一日

安部 攝津守

「武州村に農民とも大勢致徒黨、所ニ打毀、既ニ上州藤岡町に追、押參ひ由注進ニ付、右爲取鎮方岩鼻陣屋
に向、早ニ人數差出ひ様、關東は郡代木村甲斐守に在所表家來之者迄申越ひ間、即刻左之通人數操出申ひ、

番頭	貳騎	鐵炮頭	一騎	大筒方	三人
醫師	壹人	徒目付	一人	大筒方手附	三人
賄役	壹人	鐵炮頭附添	十五人	先手小頭	壹人
同足輕	三十人	賄所帳付	一人	下目付	壹人

右之通ニ座ひ、以上

六月廿一日

秋元 但馬守

上野國に波及した秩父の一揆ほどの程度の被害を與へたか明瞭ではない。群馬縣史にはその第三卷に慶應四年、
即ち明治元年の「打毀し」騒動については一節を設けてあるが、慶應二年の事件は全く見當らなかつた。

この秩父農民一揆が遼原の火の如く燃え廣がつてゆく状態は、常にかうした不安動搖期の騒動の特徴と見てもよ
いと思ふ。恐らくこの騒動も米價並びに物價騰貴に依つて惹起されたものと見てよからう。幕府は他方遠く防長征
討に多事な際、關東におゐてかゝる騒動が惹起したので、特に重大視したのであらう。

(八) 武藏國高麗郡飯張村

右の秩父一揆と時を同じうして、慶應二年六月十四日に高麗郡に打毀しが起つた。これが秩父一揆と關係あるものであるか如何かは不明である。この年の四月に家督を相續した領主の黒田筑後守直養は上總國久留里(三萬石)の城主であるから、これは飛地であらう。その届書に依ると、全く獨立の騒動のやうであるが、飯能も今は入間郡であるが、當時は高麗郡であるから恐らく同一のものであらう。飯張村の場所は何處か未だ考へ得ない。

「私領分武州高麗郡飯張村に去ル十四日曉七時頃、最寄遠近村に三拾ヶ村程、百姓共人數凡貳千人斗り相集、久下分村百姓國三郎を申者を始、飯張村又右衛門、同村半兵衛、同清兵衛、右四軒居室土藏打毀及亂妨、夫々隣村、押行所を亂妨仕趣、村々を訴出付、爲取鎮役場詰家來之者共出張仕趣申越、追々取調得共、異變之儀に付先不取敢此段は届申上、以上

六月廿日

黒田 筑後守

(九) 奥州信夫郡福嶋

前件と同じく慶應二年六月十五日頃、岩代國伊達郡桑折^{コアキ}に物價騰貴のため一揆が起り、それが板倉甲斐守勝尙の居城福嶋(三萬石)に波及したのである。この騒動は「二本松藩史」に依れば、伊達郡金原田村八郎と云ふ者が、同郡長岡村天王市の祭禮を機として暴動を起したとされてゐるが(同書一〇〇九頁)、勿論そればかりではなく、一般に物價騰貴に對する不平がその起因をなしてゐたのであらう。板倉甲斐守の報告は次ぎの如くである。

「私領分奥州信夫郡福嶋表に去十七日朝、桑折は代官川上猪太郎役所を百姓一揆之趣に、多數屯集桑折宿共外打毀、同所陣屋へも打入可申様子に付、加勢人數早々差出吳い様申越に付、不取敢在合之人數差出、夫々鎮靜方取斗い處、如何にも多人數之事、何分にも鎮撫方不行届い得共、先桑折陣屋ハ種々理解申論、納得い様子に引拂い、然ル處猶又福嶋城下之方へ屯集の様子も相見へ、其外所々村々集屯之趣も有之、精々鎮撫方取斗、猶夫々手配罷在い處、歎願之趣も有之い哉に得共、多數事實不相分、急々鎮撫も不行届い内、福嶋城下入口須川向川原に數千人集屯罷在、銘々勝手自儘之事斗申立、右内江浮浪人も入込有之哉甚不穩趣、家來之者壹人昨朝出府申聞い付、不取敢江戸表家來共爲鎮撫差向申い、委細之儀も追々取調之上御届申上い得共、不取敢先此段は届申上、以上

六月廿三日

板倉 甲斐守

この報告書の日附を見ると、その發生後九日目に當る。その間に暴動は信夫、伊達兩郡に亘つて甚しい破壊的行動をなしたらしい。前掲「二本松藩史」に「信達騒動出兵の事」として詳細な記述がある。そこに出兵の事とあるのは二本松藩丹羽左京大夫の出兵を指す。幕府は松平陸奥守慶邦(仙台藩)を始めとして、前記の板倉、丹羽兩侯の外、三春の城主秋田万之助(五萬石)及び中村の城主相馬因幡守季胤(六萬石)にそれぞれ出兵を命じてゐる。松平陸奥守に與へた指令書は次ぎの如くである。

「奥州伊達郡信夫郡之内農民騒立、徒黨亂妨(ニ)および趣相聞い間、國許在合人數差出鎮靜い様可仕い、尤丹羽左京大夫、相馬因幡守、秋田万之助、板倉甲斐守にも相達い間、得其意は代官森孫三郎、川上猪太郎承合可被申い」

この指令書の日附が六月廿五日とも廿九日とも讀めるのであるが、何れにしてもその頃には騒動は大體鎮靜に歸

してゐたやうである。又この命令がなくとも、暴動の波及を恐れて、自發的に出兵してゐたやうである。即ち二本松藩は十九日に出兵して、二十五日には全部引上げたとのことである。

(一〇) 豊後國杵築

豊後國杵築は松平中務大輔親良三萬二千石の城下である。慶應二年十二月二日に百姓一揆が起つた。「杵築郷土史」の記すところに依れば、「庄屋私を營み富豪利を占め農村は疲敝し小民は益固苦す而して有司之を正す無し」として、到る處庄屋富豪を襲つてその家屋器財を破壊し去つたのである(同書二〇二頁以下)。杵築城は速見郡にあるが、暴徒の發頭人三名は何れも國東郡の者である。即ち赤松村吉助、行人村千代三郎、横手村勝三郎等である。彼等の暴行は附近の天領に及んだ。そこで西國御郡代であつた窪田治郎左衛門は隣藩に援兵を依頼した。速見郡日出の城主木下飛彈守俊程(二萬五千石)と球珠郡森の領主久留嶋伊豫守(一萬二千五百石)とは何れも出兵した。その國許からの通知をそれぞれ幕府に届け出たのが次ぎに掲ぐる二通の文書である。

「豊後國^{虫喰}□□奸民共致徒黨、舊臘二日夕所々打毀及亂妨、同國日田代官窪田治郎左衛門支配所、國東郡村々小前共追々右之徒ニ組し屯集罷在^ハ付、爲鎮靜私在所家來共早々差出可申旨、窪田治郎左衛門申越^ハ趣ニ付、同十一日大小銃取交、一ト先百餘人出勢仕^ハ由、尤其後之形勢ニ因、追々^{不明}□□線出^ハ手筈ニ人數備置^ハ旨、在所家來共申越^ハ、此段は届申上^ハ、以上

正月廿一日

木下飛彈守

「去ル十二月八日窪田治郎左衛門様々以急飛脚、杵築領百姓共一揆差起り、御領所百姓共も立交り、は支配所豊後國東郡深江村際々多數屯致し、鐵炮等も所持仕^ハ付、翌九日同所々人數差出^ハ段今便申越^ハ、依之此段は

届申上^ハ、以上

二月十五日

久留嶋伊豫守家來

帆足源三郎

その届出の日附を見ると、如何に遠隔の地とは云へ、一ヶ月半以上又は二ヶ月半近くかゝつてゐることは甚しい怠慢のやうに思はれる。しかし幕府解體の日の差迫つた當時におゐて恐らく西邊の百姓一揆などは問題でなかつたであらう。

以上私は仙石家の蒐録せる「諸家達書聞込書」の内から、元治元年から慶應三年十月までの百姓一揆に關する記事を摘録して見た。勿論その多くは他書に他の記録の存するものではあるが、中には全く記事を發見し得ないものもあつた。例へば(三)の信州伊奈郡飯田の慶應元年の打毀しの如きは、最も地方史の著作の多い地方であるにも拘らず、管見の及ぶ限りではその記事を發見し得なかつた。慶應三年十月以降の一揆については比較的記録が少ない。不安定な社會状態はなほ續いたのであるから、同じ形態の一揆が少なくなかつたらう。要するにこの時期の一揆は概して著しく傳播性が強く、かつ甚だしく破壊的であつたと云ふことが出来るであらう。

(昭和十二年五月二十日稿)